

指定(介護予防)短期入所生活介護

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 太鷺会

指定(介護予防)短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護予防)短期入所生活介護(姫路市指定第2874011295号)

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 太鷲会
(2) 法人所在地	兵庫県姫路市東山577
(3) 電話番号及びFAX番号	TEL (079) 227-0042 FAX (079) 227-0043
(4) 代表者氏名	理事長 大西 修二
(5) 設立年月日	平成25年4月1日
(6) ホームページ	http://www.taishukai.jp
(7) メールアドレス	info@taishukai.jp

2. 事業所の概要

(1) 建物の構造	鉄骨造3階建て
(2) 敷地面積	3,765.57㎡
(3) 延床面積	4,035.61㎡

【事業所の説明】

(1) 施設の種類 指定(介護予防)短期入所生活介護事務所

令和6年4月1日指定 姫路市 2874011295号

※当事業所は特別養護老人ホーム うさぎ広畑に併設されています。

(2) 施設の目的

介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ、可能な限りの自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者様に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 施設の名称

特別養護老人ホーム うさぎ広畑

(4) 施設の所在地

兵庫県姫路市広畑区夢前町3丁目1番22号

交通機関

姫路バイパス／姫路西インターより車で約3分
山陽電鉄網干線／夢前川駅より徒歩で約5分

(5) 電話番号及びFAX番号 TEL(079)227-0042

FAX(079)227-0043

(6) 施設長(管理者)氏名 大西 優

(7) 当施設の運営方針

基本理念	私たちは「今を大切に」「人を大切に」「絆を大切に」を 基本理念として、明るく生き生きとした笑顔いっぱいの 地域社会を目指します。
------	--

- ・私たちは、利用者様の尊厳を保持しながら、今を大切にしたい豊かな生活をともに目指します。
- ・私たちは、人を大切に、介護の知識・技術を常に向上させながら、利用者様に心から喜んでいただける介護を提供します。
- ・私たちは、ご家族様とのつながり、地域の方とのつながり、そしてお互いの絆を大切に、支え合いながら、利用者様が笑顔あふれる生活ができるよう支援します。
- ・私たちは、地域の医療・保健・福祉等の関係機関や団体と綿密に連携して施設運営を行います。

(8) 開設(サービス開始)年月

(介護予防)短期入所生活介護 令和6年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【介護福祉施設】 令和6年4月1日 指定2874011287号

【居宅介護支援事業所】 平成27年12月1日 指定2874008457号

(10) 通常の事業の実施地域

姫路市とする(家島町を除く)

(11) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

受付時間 8:30~17:30

(12) 利用定員

10人(指定介護予防短期入所生活介護と合わせて)

(13) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当施設では全室個室をご用意しています。

項番	居室・設備の種類	室数	備考
1	個室(1人部屋)	10室	約11.01㎡~12.74㎡
2	合計	10室	
3	共同生活室	1室	約27.62㎡
4	浴室	1室	一般浴槽・機械浴・特殊浴槽
5	医務室	1室	約10.36㎡(1階に設備)

※居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

その際には、ご契約者や家族等と協議の上決定するものとします。

※居室に関する特記事項

トイレの場所はフロアに3ヶ所設けています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する短期入所生活介護計画に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)

①当事業所の職員が個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

②担当者は(介護予防)短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③(介護予防)短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、(介護予防)短期入所生活介護計画を変更します。

④(介護予防)短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

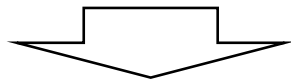
- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- (介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、(介護予防)短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

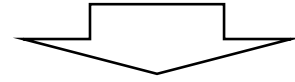
②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- (介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)



要介護と認定された場合

○居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。



自立と認定された場合

○契約は終了します。
○既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

○作成された居宅サービス計画書に沿って、(介護予防)短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

4. 職員配置

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

<主な職員の配置状況>

項番	職種	配置人員
1	施設長	1名
2	生活相談員	1名
3	介護職員	7名
4	看護職員	5名
5	機能訓練指導員	1名
6	介護支援専門員	1名
7	管理栄養士	2名

常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、

常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

<配置職員の職種>

- ・生活指導員: ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。
- ・介護職員: ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- ・看護職員: 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- ・機能訓練指導員: ご契約者の機能訓練をします。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。

また、そのサービスについて、以下の場合があります。

- ・利用料金が介護保険から給付される場合
- ・利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用者の負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 栄養管理(但し、食費は全額自己負担となります)

- ・当施設では、常勤の管理栄養士を1名配置し栄養管理体制を整えています。

② 入浴

- ・入浴を週2回以上行います。入浴のない日は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- 常勤の機能訓練指導員を配置しています。

⑤ 健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。
- ・看護職員により24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しています。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦ 定例行事及び全員参加するレクリエーション

月	行事		月	行事	
1月	誕生会	新年会・初詣	7月	誕生会	七夕会
2月	誕生会	節分	8月	誕生会	盆踊り参加(地域との交流)
3月	誕生会	おひな祭り	9月	誕生会	施設イベント
4月	誕生会	お花見	10月	誕生会	秋祭り
5月	誕生会	こどもの日・母の日・川祭り花火大会	11月	誕生会	紅葉狩り
6月	誕生会	父の日	12月	誕生会	クリスマス会

※外食・ドライブ等は随時実施します

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第9条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事

管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮したした食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。

(食事時間)	朝食	8:00～ 9:00
	昼食	11:30～12:30
	おやつ	15:00～15:30
	夕食	17:30～18:30
(利用料金)	朝食	380円
	昼食	650円
	夕食	650円

②居室

ご契約者が心おだやかにお過ごししていただけるよう環境を整えた居室をご用意いたします。

(利用料金)ユニット型個室 日額2,960円

③介護保険付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、(3)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」の全額(自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。)が必要となります。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分1枚につき10円)をご負担いただきます。

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。
(利用料金)材料代等の実費をいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要る費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑦通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として下記の料金をいただきます。

(利用料金)通常の事業実施地域を越えた距離km×20円+有料道路通行料

⑧理美容【理美容サービス】

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(カット)をご利用いただけます。

(利用料金) カット:2,500円

⑨介護保険負担限度額

①②の食費・居住費については、所得要件を満たす方については負担限度額が設けられているため、介護保険負担限度額認定証を提示いただくことにより下記の負担額となります。

(負担限度額は所得により3段階に設定されています)

項目	負担額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日
ユニット型個室	880円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日

(3) サービス利用料金(1日あたり)(契約書第9条参照)

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービス料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

(4) 利用料金のお支払方法(契約書第9条参照)

前記(2)(3)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 下記指定口座への振り込み

播州信用金庫 市場支店 普通預金 1730945

社会福祉法人 太鷲会 理事長 大西 修二

② 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関: 銀行・郵便局・信用金庫

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条参照)

・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者へ申し出て下さい。

・利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

・介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して施設の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間をご契約者に提示して協議します。

(6) 食事キャンセル料について

キャンセル料内容	ご請求金額
ご利用当日朝にキャンセルの場合	昼食代(¥650-)
ショートステイご利用時、体調不良のため 帰宅・救急搬送の場合	午前中であれば昼食代(¥650-) 午後であれば夕食代(¥650-)
ご利用予定日の前々日17:00までに キャンセルの連絡がない場合	ご利用予定日の昼食代(¥650-)
ご利用予定日の前日にキャンセルの場合	ご利用予定日の昼食代(¥650-)

(7) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

① 協力病院・歯科医療機関

病院の名称	医療法人社団三栄会 三栄会広畑病院
所在地	兵庫県姫路市広畑区夢前町3-1-1 (TEL:079-230-0008)
診療科	内科・消化器内科・脳神経内科・循環器内科・腎臓内科・ 整形外科・眼科・人口透析内科・人工透析外科・放射線科・ リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

病院の名称	つだ歯科
所在地	兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町1-25 (TEL:079-230-6655)

6. サービスをやめる場合 (契約の終了について)

契約期間満了の7日までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に要介護認定期間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

(契約書第19条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が、介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第20条、21条参照)

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部または一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院された場合 (一部解除はできません)
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合 (一部解除はできません)
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第22条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為(自殺にいたる恐れがあるような場合)を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合(契約書第23条参照)

本契約の一部が解約または介断された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助(契約書第19条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条参照)

事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第12条、第13条に規定される義務を負います。事業者では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保持するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、コピー代は有料となります。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合そのほか必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

下着、歯ブラシ、衣類、靴、スリッパ、ラジオ、時計、化粧品、紛失、混同を防ぐため、持ち込まれる物には、必ずすべてに名前(フルネーム)をご記入ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第14条、第15条参照)

・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

10. 損害賠償について(契約書第16条、第17条参照)

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者側に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①ご契約者(その家族も含む)が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

②ご契約者(その家族も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

11. 虐待の防止についての措置

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員への周知徹底
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対して啓発、普及するための研修を定期的実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) 成年後見制度の利用を支援
- (5) 上記措置を適切に実施するための担当者の配置

虐待の防止に関する責任者(管理者:大西 優)

12. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当

【氏名】

【職名】 うさぎ広畑 事務

○受付時間

毎週 月曜日～金曜日 8:30～17:30

【電話番号】 079-227-0042

○第三者委員

【氏名】 熊田 智裕

【連絡先】 兵庫県姫路市白浜町乙25-18 【電話番号】 079-247-3234

【氏名】 白井 笛華

【連絡先】 兵庫県姫路市大黒壺丁町14 【電話番号】 079-247-0371

○苦情解決責任者

【氏名】 大西 優

【職名】 施設長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険 団体連合会	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
	電話番号	078-332-5617
	受付時間	9:00～17:15(月～金) (祝日、12/29～1/3を除く)
姫路市介護保険課	所在地	姫路市安田4丁目1番地
	電話番号	079-221-2923
	FAX番号	079-221-2924
	受付時間	9:00～17:20(月～金) (祝日、12/29～1/3を除く)

本重要事項は、令和6年4月1日より実施する。

令和 年 月 日 時 ～ 時

指定短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 太鷲会

説明者職名 生活相談員 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 兼 利用者

住所 住所 〒

氏名 ⑩

身元引受人である私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

身元引受人 兼 署名代行者

住所 〒

氏名 ⑩

(契約者との関係)

電話番号 ()

附則

①

2024年4月1日

初版作成

